

三重県企業庁危機管理推進計画

令和5年4月改定

三重県企業庁

目次

第1部	総則	1
第1章	目的	1
第2章	計画の位置づけ	1
第3章	定義	1
第4章	基本的な危機管理方針	1
第1節	基本方針	1
第2節	未然防止対策	2
第3節	危機発生時の対応	2
第4節	危機対応の検証及び再発防止対策	2
第5節	企業庁における危機事案	2
第2部	危機管理体制の構築	3
第1章	企業庁における危機管理体制	3
第1節	危機管理推進組織	3
第2節	危機発生時の組織	3
第2章	緊急時の連絡・報告体制の整備	4
第1節	危機発生時の連絡・報告体制	4
第2節	通信手段の確保	4
第3章	危機対応のためのマニュアル等の整備	5
第4章	応援・受援体制の整備	5
第1節	他自治体等との相互応援	5
第2節	関係団体による応援	5
第3節	大規模地震時における水道業務経験者協力制度	5
第4節	企業庁における受援体制	6
第5章	業務継続計画の整備	6
第1節	大規模災害時	6
第2節	情報システムに関する業務継続計画	6
第6章	訓練の実施	6
第7章	資機材等の確保	7
第1節	資機材・薬品等の備蓄	7
第2節	非常用電源・燃料の確保	7
第3節	非常用食糧等の備蓄	7

第4節	応急給水体制の整備.....	8
第5節	その他危機対策のための設備・システムの整備.....	9
第3部	個別事案に対する危機管理対策.....	10
第1章	自然災害への危機管理対策.....	10
第1節	地震・津波対策.....	10
第2節	風水害対策（浸水・土砂災害対策）.....	11
第3節	渇水対策.....	11
第2章	事故・故障への危機管理対策.....	12
第1節	漏水事故.....	12
第2節	水質汚染事故.....	12
第3節	設備事故.....	13
第4節	停電事故.....	13
第5節	通信回線事故.....	14
第6節	火災事故.....	14
第7節	環境汚染事故.....	14
第3章	その他危機への危機管理対策.....	15
第1節	国民保護法に基づく武力攻撃事態等に対する安全確保措置.....	15
第2節	不法侵入及びテロ対策.....	17
第3節	感染症対策.....	17
第4節	コンプライアンス違反及び事務処理ミス防止対策.....	17
第5節	情報セキュリティ対策.....	18
第6節	全庁的な危機発生時の対応.....	18
添付資料		
	主な関係計画・マニュアル等一覧.....	19

第1部 総則

第1章 目的

この計画は、水道用水及び工業用水の安定供給を行うため、企業庁における危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めることにより、危機管理の推進を図ることを目的とする。

第2章 計画の位置づけ

この計画は、「三重県企業庁経営計画」及び三重県の危機管理に係る各種計画との整合を図りながら、危機事案に共通する基本的な取組や、事案別の対応方針などを記載するものであり、具体的な取組内容については個別の計画・マニュアル等に定める。

なお、危機に関する状況が変化した場合は、その都度計画を改定する。

第3章 定義

「三重県危機管理計画」と同様に次のとおり定義する。

1 危機管理

危機発生時の未然防止から、危機発生時の対応、復旧、再発防止までを含めた総合的な取組を「危機管理」とする。

2 危機

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態及び県の組織運営において県民の信頼を損なう事態を「危機」とする。

3 リスク

危機が発生する可能性を「リスク」とする。

4 危機発生時

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合を「危機発生時」とする。

第4章 基本的な危機管理方針

第1節 基本方針

「三重県危機管理方針」において、危機管理の推進にあたっては、県民の視点を重視し、「知る」、「備える」、「行動する」を三つのキーワードに取り組むこととしている。

(知る)

職員一人ひとりが危機に対する感性を磨いていくとともに、危機の兆候を積極的に察知していく。

(備える)

危機の兆候を察知し、それらに対し適切な対応を行っていくことにより、危機発生時の未然防止を行っていく。

また、危機が発生した場合にも、迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備していくとともに、職員の資質向上を図っていく。

(行動する)

危機が発生した場合は、県民の生命及び身体の安全を確保することを最優先し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、県民の皆さんへの影響をできる限り少なくしていく。

企業庁においても、危機発生の未然防止から危機発生時の対応、復旧、再発防止までを含めた幅広い局面に対応する「危機管理」に取り組んでいく。

第2節 未然防止対策

各所属は、業務に潜むリスク及び新しい事業に取り組む際に予想されるリスクを認識し、その対応について検討する。また、県内や他府県、民間企業等で発生した危機事例について、その原因、対応策等を分析し、それらの情報を企業庁全体で共有し、類似事例の発生を防止するとともに、把握したリスク情報に基づき、危機発生を未然に防止するための対策をハード面・ソフト面の双方から講じる。

第3節 危機発生時の対応

危機が発生した場合、事案を管轄する所属は、現地において情報収集に努めるとともに、庁内関係課所と情報共有を行う。また、必要に応じて、受水市町、ユーザー、関係部局、関係機関等とも密接に連携し、情報収集、情報共有を行う。

発生した危機事案を管轄する所属は、危機の大きさ、影響度を踏まえ、速やかに危機対応を行う。県の全庁的な対応が必要な場合は、「三重県危機管理計画」に基づき対応する。

なお、他の法令、要綱等により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制によるものとする。

第4節 危機対応の検証及び再発防止対策

各所属は、危機発生時の対応を検証し、危機対応の課題の抽出や改善策の検討を行うとともに、必要に応じて関係するマニュアル等の見直しを行う。

また、各所属は、発生した危機への反省及び教訓を踏まえ、その発生原因や背景の分析を行い、再発防止のための対策を講じる。

第5節 企業庁における危機事案

本計画において想定する危機は以下のとおりとし、詳細については第3部において示す。今後、新たに発生または明らかになった危機事案についてはその都度、追加していく。

□本計画において想定する危機事案

自然災害	地震・津波	その他	武力攻撃等
	風水害		不法侵入及びテロ
	渇水		感染症のまん延
事故・故障	漏水事故		コンプライアンス違反
	水質汚染事故		情報セキュリティ事故
	設備事故		
	停電事故		
	通信回線事故		
	火災事故		
	環境汚染事故		

第2部 危機管理体制の構築

第1章 企業庁における危機管理体制

第1節 危機管理推進組織

企業庁における危機管理を推進するため、以下の組織体制をとる。

1 危機管理責任者（庁長）

「三重県危機管理計画」に基づき、企業庁の危機管理を統括するとともに、危機発生時における企業庁の危機対応を指揮監督する。

2 危機管理副責任者（副庁長）

「三重県危機管理計画」に基づき、平常時において企業庁の危機管理を推進するとともに、危機発生時には企業庁長の指示に基づき対応を行う。

また、関係部局や関係機関等との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供及び情報発信の責任者となる。

3 危機管理推進者（企業総務課長）

「三重県危機管理計画」に基づき、危機管理副責任者を補佐し、企業庁の危機管理の推進に関する事務を行う。

4 危機管理推進担当者（本庁各課の課長補佐及び各事業所の副所長・副センター長）

「三重県危機管理計画」に基づき、企業庁の危機管理の推進を円滑に行うための事務を行う。

5 企業庁危機管理推進会議

企業庁における総合的かつ効果的な危機管理対策を推進するため、「企業庁危機管理推進会議」を設置する。会議では、企業庁の危機管理に関する全庁的な連絡調整機関として、情報の共有、原因の分析、再発防止対策の策定、具体的対策を講じた後の検証と改善などを行う。

また、県民の信頼を損なう事態の発生など特に影響が大きい危機事案については、企業庁所属長会議と連携しながら対応する。

<関係マニュアル等>

- 三重県危機管理計画
- 企業庁危機管理推進会議設置要綱
- 企業庁所属長会議設置要綱

第2節 危機発生時の組織

1 企業庁危機対策本部

危機の発生により、県民の生命、身体又は財産に重大な損害を与え、若しくは与える恐れがあると庁長が判断したときは、迅速かつ的確に対応するため、三重県企業庁危機対策本部を設置する。

また、現地における迅速な応急対応が必要な場合は、事務所危機対策本部を設置する。

個別の要綱等で対策本部の設置を定めているものについては、当該要綱等を基に対策本部を設置する。それ以外の場合は、「三重県企業庁〇〇対策本部設置要綱（準則）」を基に、

その都度要綱を定めて設置する。なお、知事が災害対策基本法第23条の規定に基づき県災害対策本部を設置した場合は、当庁は県災害対策本部企業庁として災害対策活動を行う。

また、当庁の各事務所は、必要に応じて設置される県災害対策本部地方部にも県災害対策本部地方部水道事務所として属し、災害対策活動を行う。

2 職員非常参集体制

企業庁はライフライン施設を管理し、水を安定して供給する責務を有しており、大規模災害時には多数の人員が参集し、迅速な被災情報の収集や応急活動等に取り掛かる必要がある。

勤務時間外に県内で震度5強以上の地震が発生した場合など、三重県地域防災計画等にする非常体制に該当する場合は、全職員が予め定めた企業庁有人施設に参集するものとする。参集先の指定にあたっては、災害対応における指揮命令の中心となる職員は自所属を第1参集先とし、それ以外の職員は、原則として、自宅からの距離や参集先での勤務経験を考慮して第1参集先を選定するとともに、参集する職員の職種に偏りがないよう配慮する。

また、人事異動等により参集者の変更があった場合には、速やかに体制等を更新するなど、常に最新のマニュアル等を整備しておく。

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁〇〇対策本部設置要綱（準則）
- 三重県災害対策本部運営要領 社会基盤対策部隊活動要領
被災者支援部隊活動要領
- 災害等配備体制にかかる要領等（本庁・各事務所）
- 三重県地域防災計画【地震・津波対策編】【風水害等対策編】
- 三重県企業庁 地震・津波対策基本計画（水道・工業用水道編）
- 三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）
- 非常参集体制表

第2章 緊急時の連絡・報告体制の整備

第1節 危機発生時の連絡・報告体制

1 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制を構築するため、「企業庁緊急連絡系統図」を作成する。

2 知事・副知事報告（危機）

危機・リスクに関する重要情報がある場合は、「知事・副知事報告」及び「知事・副知事報告（危機）」の取扱いについて」（危機管理課・秘書課・人事課発出文書）に基づき、事案に応じ、人事課又は危機管理統括監（危機管理課）へ一報を入れた後、知事・副知事報告（危機）を行う。

<関係マニュアル等>

- 企業庁緊急連絡系統図
- 各所属緊急連絡系統図
- 企業庁「危機管理統括監報告」連絡系統図
- 「知事・副知事報告」及び「知事・副知事報告（危機）」の取扱いについて

第2節 通信手段の確保

大規模災害発生時に一般的な通信手段の使用が不可能となることを想定し、本庁・各事業所では、三重県防災行政無線、衛星携帯電話、MCA無線及び業務用無線設備を配備する。

<関係マニュアル等>

○三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）

別表3 上工水道業務用無線設備一覧表

別表4の1 水道・工業用水道事業通信系統図

別表4の2 三重県防災通信ネットワークシステム概要図

別表4の3 防災行政無線番号表

別表4の4 防災行政無線FAX番号表

別表4の5 MCA無線グループ分け及びコール一覧

第3章 危機対応のためのマニュアル等の整備

危機事案への対応は、限られた人員と時間の中での的確に行う必要があることから、起こり得る危機事案を可能な限り想定し、その危機への行動基準となる危機管理マニュアル等を予め作成する。

危機事案が発生した場合は、事案収束後に危機管理に関する検証を行い、必要に応じて関係するマニュアルの改訂を行い庁内で共有する。

第4章 応援・受援体制の整備

第1節 他自治体等との相互応援

大規模災害等において被害が広範囲に及ぶ場合は、県内全市町、東海四県、近隣府県営水道用水供給事業者等が連携して応急措置等を円滑に実施していくため、相互応援協定等に基づき対応する。

また、災害により、飲料水の確保が困難な住民に対する応急給水は、「三重県地域防災計画」及び「三重県水道災害広域応援協定」により環境生活部が調整を行う。企業庁は、市町が行う応急給水に対して密接に連携を取りながら最大限の協力を行う。

<関係マニュアル等>

○三重県地域防災計画【地震・津波対策編】【風水害等対策編】

○三重県水道災害広域応援協定

○三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）

第2節 関係団体による応援

大規模災害時における早期復旧体制を確保するため、(一社)三重県建設業協会及び(一社)三重県測量設計業協会と、災害時の調査及び災害応急復旧工事の実施を目的とした協定を締結している。

災害時において、被災状況の調査や水道施設等の機能確保、二次災害の防止等の緊急対応が必要な場合はこの協定に基づき協力を要請する。

その他、企業庁の業務に関連する団体との協定締結について、防災対策部等と連携を図りながら検討する。

第3節 大規模地震時における水道業務経験者協力制度

大規模地震等発生時において、限られた職員により応急復旧や応急給水等の活動を円滑に

行うため、「大規模地震時における水道業務経験者協力制度実施要領」に基づき、水道・工業用水道の業務を経験した退職者に協力を依頼し、「みえ水道ボランティア」として登録する。

＜関係マニュアル等＞

○大規模地震時における水道業務経験者協力制度実施要領

第4節 企業庁における受援体制

災害発生後に、国、他県、関係機関等からの応援（職員・物資）を円滑に受け入れるため、「三重県企業庁受援要領」及び「三重県企業庁受援マニュアル（応援事業体用）」を定める。

＜関係マニュアル等＞

○三重県企業庁受援要領

○三重県企業庁受援マニュアル

第5章 業務継続計画の整備

第1節 大規模災害時

大規模地震などによる災害が発生した場合を想定し、「三重県業務継続計画（三重県BCP）」に基づき非常時優先業務を整理する。

また、感染症まん延時の業務継続計画について「三重県企業庁新型インフルエンザ等対策マニュアル」に基づき別途整理を行う。

＜関係マニュアル等＞

○三重県業務継続計画（三重県BCP）

○三重県企業庁新型インフルエンザ等対策マニュアル

第2節 情報システムに関する業務継続計画

業務継続計画における非常時優先業務を実施・継続させるためには情報システムの稼働が重要な要素となるため、「三重県情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）」に基づき、「企業庁ファイルサーバーシステムに対するICT-BCP」を整備する。

＜関係マニュアル等＞

○三重県情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）

○三重県情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）（企業庁ファイルサーバーシステム）

第6章 訓練の実施

職員の危機管理に関する意識や能力の向上を図るため、危機管理に関する知識や教訓などについて定期的に研修を行う。

また、危機が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、具体的な危機事案を想定した訓練を実施し、マニュアル等に即した行動がとれることなどを確認するとともに、訓練を検証し、結果を次回の訓練やマニュアル等に反映させる。

研修・訓練の計画策定にあたっては、目的を明確にするとともに、形骸化しないよう常にその視点を変え、新たな要素を取り込むなど内容を工夫する。

第7章 資機材等の確保

第1節 資機材・薬品等の備蓄

1 水道・工業用水道資機材等の備蓄

応急給水や応急復旧等に必要な資機材は、「三重県企業庁地震・津波対策基本計画」及び「三重県企業庁地震・津波対策実施要領」に基づき確保する。

2 浄水処理薬品等の備蓄

地震や台風等による災害時には、浄水処理薬品等の調達も困難になると想定されることから、水道事業の各浄水場に「水道施設設計指針」に定められている規定日数以上の薬品を備蓄する。

＜関係マニュアル等＞

- 三重県企業庁 地震・津波対策基本計画（水道・工業用水道編）
- 三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）
- 企業庁備蓄資機材調書（貯蔵品リスト）
- 水道施設設計指針【公益社団法人 日本水道協会】

第2節 非常用電源・燃料の確保

1 非常用電源の確保

停電発生時において施設運営上の支障をできる限り低減するための非常用電源を確保する。

南海トラフ地震等による大規模災害が発生した場合は、停電の復旧までにかかなりの日時を要することも想定されるため、非常用電源は災害対応や継続が必要な通常業務を行うことができる容量を備える。

2 非常用発電設備用燃料の確保

災害時における燃料の確保は、石油類燃料の優先供給等について、県（防災対策部）と三重県石油商業組合が締結する「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき対応する。

また、優先供給を受ける企業庁の対象施設は、県（防災対策部）と石油連盟が締結する「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」において定められている。

＜関係マニュアル等＞

- 災害時における石油類燃料の供給に関する協定
- 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

第3節 非常用食糧等の備蓄

地震、台風等の大規模災害の発生時や、交通途絶時において、職員が長期にわたり所属等に拘束される場合に備え、「三重県企業庁非常用食糧等備蓄要領」に基づき非常用の食糧等を備蓄する。

また、県（防災対策部）の備蓄方針に基づき、企業庁職員分も含めて職員数×3日分の備蓄が行われており、保管場所は下表のとおりである。

□食料と水の保管場所

事務所名	保管場所
本庁	災害対策課

北勢水道事務所	四日市地域防災総合事務所
中勢水道事務所	津地域防災総合事務所
南勢水道事務所	松阪地域防災総合事務所

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁非常用食糧等備蓄要領
- 三重県備蓄・調達基本方針

第4節 応急給水体制の整備

1 応急給水設備の設置

企業庁においては、「給水拠点方式」を基本とし、浄水池や調整池に設置した応急給水設備を活用し、「三重県企業庁地震・津波対策基本計画」及び「三重県企業庁地震・津波対策実施要領」に基づき、地域や市町の応急給水の支援を行う。

	調整池・浄水池	場 所
北勢水道	播磨浄水場浄水池	桑名市播磨
	蓮花寺調整池	桑名市蓮花寺
	播磨調整池	桑名市播磨
	野々田調整池	四日市市水沢町
	水沢浄水場浄水池	四日市市水沢町
中勢水道	高野浄水場浄水池	津市一志町高野
	高野調整池	津市一志町高野
	大里浄水場浄水池	津市大里山室町
	安濃調整池	津市安濃町野口
南勢水道	多気浄水場浄水池	多気郡多気町相可
	多気調整池	多気郡多気町土羽
	長谷調整池	多気郡多気町長谷
	伊勢調整池	伊勢市佐八町
	鍛冶屋調整池	伊勢市横輪町

2 給水タンク及び給水タンク積載車等の配備

災害や事故時における市町等からの応援要請に対して、給水拠点機能の確保を第一にし、市町の応急給水に最大限協力するため、給水タンクを播磨浄水場、水沢浄水場、高野浄水所、多気浄水場に各1台（計4台）、給水タンクを積載できる車両を北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事務所に各1台（計3台）常備するとともに、非常用給水袋を備蓄する。

また、公用車には、交通途絶時の代替経路や応急給水場所を把握するためのポータブルカーナビゲーションシステムを常備する。

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁 地震・津波対策基本計画（水道・工業用水道編）
- 三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）
- 別表6 事務所別応急給水実施場所（浄水池、調整池の容量他）

第5節 その他危機対策のための設備・システムの整備

1 緊急水道作業車

大規模地震や漏水事故時において、給水支障や二次災害の防止に必要な初動対応を迅速に行うため、発電機、ポンプ等を装備した緊急水道作業車を北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事務所に各1台（計3台）常備する。

2 施設維持管理情報システム

水道及び工業用水道施設の竣工図面や管路埋設位置を示す試掘結果等は電子データ化し、各事務所の施設維持管理情報システムに保存・管理する。

このシステムの管路情報等はポータブルナビゲーションシステム（北勢水道事務所）やカーナビゲーションシステム（各事務所）にも保存し、漏水事故現場や地震時に他所属から参集した職員が被災現場の位置や施設を把握するためなどに活用する。

また、施設図書やシステムが非常時の復旧活動等に活用できるよう、施設の改修・新設等により変更が生じた場合は、速やかに変更を反映し、常に最新版として管理するよう努める。

第3部 個別事案に対する危機管理対策

第1章 自然災害への危機管理対策

第1節 地震・津波対策

1 想定される被害

本県においては、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（プレート境界型地震）と陸域の浅いところで発生する地震（活断層を震源とする内陸直下型地震）による影響が想定されている。

大規模地震の発生時には甚大な被害が危惧されており、水道及び工業用水道についても施設の被災による給水支障や漏水等による二次災害が発生する恐れがある。

2 対応方針と対策

ライフラインである水道及び工業用水道事業においては、被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため、施設の耐震化の強化、施設管理図書の整備、応急給水・復旧のための体制整備等の事前対策を実施するとともに、平常時より受水市町等との連絡、協調に努める。

これらについて必要な事項は、「三重県企業庁地震・津波対策基本計画」及び「三重県企業庁地震津波対策実施要領」において定める。

また、施設の耐震化にかかる具体的な取組については、各事業の特性などを踏まえ、それぞれの施設改良計画において定める。

□水道事業における応急復旧期間の目標設定

平成27年6月に公表された「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）に基づき、受水水道事業における応急復旧作業に必要な用水を供給するため、企業庁の水道施設については、被災後の応急復旧期間の目標を5日以内とする。

□工業用水道事業における応急復旧期間の目標設定

一般に、被災後の工場の操業は、被災した水道、道路等の社会基盤が復旧してから開始されることが考えられることや、阪神・淡路大震災での経験（神戸市工業用水道の復旧に12週間を要したこと）などを踏まえ、企業庁の工業用水道施設については、被災後の応急復旧期間の当面の目標を6週間以内とする。

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁 地震・津波対策基本計画（水道・工業用水道編）
- 三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）
- 三重県企業庁 水道施設改良計画
- 三重県企業庁 工業用水道施設改良計画

第2節 風水害対策（浸水・土砂災害対策）

1 想定される被害

台風・低気圧等の暴風や集中豪雨による設備の破損、水質悪化等が考えられる。さらに近年では、台風の大規模化や局地的な大雨の発生が増加傾向にあり、施設の浸水被害や土砂災害被害及び長時間停電の被害が想定され、給水支障に至る恐れがある。

2 対応方針と対策

地震・津波対策と同様に、被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため、施設管理図書の整備、応急給水・復旧のための体制整備等の事前対策を実施するとともに、平常時より受水市町等との連絡、協調に努める。

これらの対応は、「地震・津波対策基本計画」及び「地震・津波対策実施要領」に準じる。

浸水対策及び土砂災害対策については、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施するとともに、対策完了前に被災した場合における末端の受水者及びユーザーのリスク低減を目的としたソフト対策について検討を進める。

施設の浸水対策及び土砂災害対策にかかる具体的な取組については、各事業の特性などを踏まえ、それぞれの施設改良計画において定める。

長時間停電対策については、「第3部第2章第4節 停電事故」において記載する。

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁 地震・津波対策基本計画（水道・工業用水道編）
- 三重県企業庁 地震・津波対策実施要領（水道・工業用水道編）
- 三重県版タイムライン
- 三重県企業庁 水道施設改良計画
- 三重県企業庁 工業用水道施設改良計画

第3節 渇水対策

1 想定される被害

企業庁の水道及び工業用水道事業の給水実績は、概ね横ばい傾向にあり、確保した水源に対して一定の余裕があるが、一方で近年の異常気象により、ダム等の水資源開発施設が当初計画された水量を安定して供給できなくなり、渇水が発生する恐れがある。

2 対応方針と対策

渇水時には、限られた水源の効率的な運用を図り、末端の受水者及びユーザーの給水状況等に応じた公平な用水の供給に努めることが求められる。

このため、渇水によって水事情が悪化した場合は、利水の緊急措置、被害状況の把握、応急対策の実施及びその連絡調整を図る。これらについて必要な事項は「三重県企業庁渇水対策本部設置要綱」及び「水道及び工業用水道の渇水対策マニュアル」に定める。

また、渇水の深刻度の進展と影響・被害を想定した「渇水シナリオ」と、渇水による被害の軽減と最小化のための対策等を時系列で整理した「行動計画」を示した「渇水対応タイムライン」が運用されている国管理河川においては、タイムラインに基づき対応する。

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁渇水対策本部設置要綱
- 水道及び工業用水道の渇水対策マニュアル
- 櫛田川事前渇水行動計画（渇水対応タイムライン）

第2章 事故・故障への危機管理対策

第1節 漏水事故

1 想定される被害

漏水事故は、埋設管の老朽化などにより発生し、突発的な給水支障が生じる上に、道路及び他の地下埋設物の損傷や家屋などへの浸水・損傷、道路陥没等による車両事故・人身事故などの二次災害に至る場合がある。

2 対応方針と対策

受水市町等への漏水事故による影響を最小限にとどめるとともに、漏水事故に起因した第三者への二次災害の拡大を防止するため、管路の管理や復旧資材の備蓄などの事前対策を実施する。

漏水事故が発生した場合は、被害状況の把握、応急対策及び緊急措置等を実施する。

これらについて必要な事項は「三重県企業庁漏水事故対策本部設置要綱」及び「水道及び工業用水道の漏水事故対策マニュアル」において定める。

＜関係マニュアル等＞

- 三重県企業庁漏水事故対策本部設置要綱
- 水道及び工業用水道の漏水事故対策マニュアル

第2節 水質汚染事故

1 想定される被害

水質汚染事故には、表流水の汚染、地下水の汚染、クロスコネクション¹による水質事故、管の腐食等による濁水、浄水処理の不具合、原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染などがあり、これらによる汚染水を供給することで、県民の健康被害や工業用水ユーザーの製品不良等を引き起こす恐れがある。

2 対応方針と対策

水道水を原因とする健康被害等の発生予防・拡大防止と、工業用水を原因とするユーザーへの被害拡大を防止するため、水質汚染事故の早期発見に努めるとともに、水質汚染事故が発生した場合は、被害状況の把握、応急対策及びその連絡調整などの緊急措置等を実施する。

これらについて必要な事項は「三重県企業庁水質汚染事故対策本部設置要綱」及び「水道及び工業用水道の水質汚染事故等対策マニュアル」において定める。

また、原子力発電所の事故に伴う水道水への放射性物質の影響については、東日本大震災における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対応を行った事業体の事例を参考に、国・県の水道行政を中心とした関係機関と連携して対応する。

水道水の放射線量の測定については、三重県保健環境研究所（四日市市桜町）に依頼する。

＜関係マニュアル等＞

- 三重県企業庁水質汚染事故対策本部設置要綱
- 水道及び工業用水道の水質汚染事故等対策マニュアル
- 三重県企業庁水安全計画
- 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針

¹ 上水道管と他の水管との間において、水質に不安を与える恐れのある水が上水道管に流入し得るような誤接合のこと。

第3節 設備事故

1 想定される被害

電気・機械・計装設備は取水、導水、浄水、送・配水、受電等のあらゆる部門で安定供給にかかる重要な役割を担っており、ポンプ設備や受電設備の故障等が発生した場合は、受水市町等への給水支障に至る恐れがある。

特に、運転管理の中枢を担う中央監視制御装置の故障等は、影響が広範囲に及ぶ恐れがある。

2 対応方針と対策

設備故障の影響を最小限にとどめ、安定した給水が継続できるよう、故障発生時の対応等を定めた各種マニュアルに基づき迅速・確実な対応を行う。

未然防止対策として、各設備機器については、日常点検や定期点検を徹底するとともに、耐用年数や動作状況だけでなく、点検結果等を基にした劣化状況の把握と予測も勘案した効率的な改修や取替えを実施する。

なお、電気事業法に基づく事業用電気工作物の保安の確保については、「三重県水道事業保安規程」又は「三重県工業用水道事業保安規程」によるものとする。

<関係マニュアル等>

- 三重県企業庁 水道施設改良計画
- 三重県企業庁 工業用水道施設改良計画
- 三重県水道事業保安規程
- 三重県水道事業保安規程細則
- 三重県工業用水道事業保安規程
- 三重県工業用水道事業保安規程細則
- 各事務所運転保守心得

第4節 停電事故

1 想定される被害

地震・津波、風水害等の災害や設備故障等により、電力の供給が停止した場合は、取水、導水、浄水、送・配水等、それぞれの設備あるいは施設全体が停止することになり、大規模な給水支障に至る恐れがある。

2 対応方針と対策

停電事故発生時には、非常用発電設備、無停電電源装置により、各設備や中央監視制御装置などの運転を継続するとともに、電力会社の停電状態や復旧予定時刻などの把握に努め、市町等とも情報共有を図る。

また、停電が長時間に及ぶ場合には非常用発電設備の燃料を確保するとともに、影響を最小限にとどめるための水運用を行う。なお、災害時における燃料の確保については、「第2部第7章第2節 非常用電源・燃料の確保」による。

未然防止対策として、非常用発電設備や無停電電源装置については、停電時も確実に電力が供給できるよう、日常点検や定期点検などによる設備の保守整備を徹底するとともに、劣化状況の把握と予測により適切な更新を実施する。

3 長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴い全国で発生している長時間停電を踏まえ、国（厚生労働省）から3日間（72時間）の発電が可能となる燃料の備蓄等が推奨されていることから、企業庁においても設備更新にあわせて72時間程度の長時間停電への対策を推進する。

＜関係マニュアル等＞

- 三重県企業庁 水道施設改良計画
- 三重県企業庁 工業用水道施設改良計画

第5節 通信回線事故

1 想定される被害

浄水場やポンプ所等は各事務所の中央監視制御装置により遠方監視を行っている。通信回線が遮断されると、必要な情報の確認や制御ができなくなり、給水支障等に至る恐れがある。

2 対応方針と対策

通信回線事故発生時は、被制御所に出向し、現地での直接運転による対応を行う。

そのため、被制御所において、企業庁職員*が迅速・確実に対応できるよう、直接運転の手順書を現場機器に備えるとともに、平時から直接運転の訓練を行う。

未然防止対策として、通信回線の複線化（一部実施済み）など、通信設備の2重化等の対策について検討する。

※北勢水道事務所においては、包括的な運転管理業務の受託者を含む。

第6節 火災事故

1 想定される被害

「変電設備」、「蓄電池設備」及び「非常用発電設備の燃料貯蔵槽」は、火災事故が発生した場合は施設の損壊に伴う長期間の給水支障や、人身事故等の二次災害が発生する恐れがある。

2 対応方針と対策

火災が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、緊急連絡や消火活動等を行う。また、必要に応じて消防法第8条第1項に基づく「消防計画」を作成する。

＜関係マニュアル等＞

- 各事務所の消防計画

第7節 環境汚染事故

1 想定される事故

浄水処理薬品などを扱う浄水場における設備の故障、操作ミス又は薬品運搬時の事故等により、薬品が漏洩した場合は、県民の健康や周辺環境へ影響を与える恐れがある。

2 対応方針と対策

環境汚染事故が発生した場合は、応急措置と被害の拡大防止対策を速やかに実施する。

毒物及び劇物取締法に定める毒物及び劇物に該当する苛性ソーダ、硫酸などの管理や事故時の措置等については、「三重県企業庁毒劇物管理規程」による。

＜関係マニュアル等＞

- 三重県企業庁毒劇物管理規程
- 各事務所毒劇物管理要領
- 水質管理情報センター毒劇物取扱要領

第3章 その他危機への危機管理対策

第1節 国民保護法に基づく武力攻撃事態等に対する安全確保措置

1 国民保護法における「生活関連等施設」の規定

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第34条第1項の規定に基づいて作成された「三重県国民保護計画」において、県内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報、所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、施設の名称、所在地、連絡先等について整理し、安全確保の留意点を周知することなどが定められている。

□生活関連等施設の定義

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

対象となる「生活関連等施設」は国民保護法第102条及び同法施行令第27条に定められており、企業庁所管の施設のうち、各所管省庁が調査・把握した「生活関連等施設」と、その施設への対応については下表のとおりである。

□対象となる企業庁関連の生活関連等施設

施設の種類	基準	企業庁の該当施設と対応
①水道用水供給事業の用に供する取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	1日につき10万m ³ 以上の水を供給する能力を有するもの	南勢志摩水道用水供給事業が該当し、基準規模未満の施設についても生活関連等施設に準じた対応が必要
②ダム	河川管理施設等構造令第二章の規定の適用を受けるダム（河川管理施設又は河川法上の許可工作物で、砂防ダムと堤高1.5m未満のダムを除く）	該当する施設はないが、伊坂ダム、山村ダムについては、生活関連等施設に準じた対応が必要

2 企業庁における「生活関連等施設」の安全確保措置

「三重県国民保護計画」を踏まえ、生活関連等施設の種類ごとに所管省庁が定めた「安全確保の留意点」の趣旨に沿って、企業庁所管施設についても警察等との連携強化など必要な対策を実施する。

□企業庁所管施設ごとの「安全確保の留意点」の概要

施設の種類の	「安全確保の留意点」の概要
①水道用水供給事業の用に供する取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努める。 ・水源の監視を強化する。 ・当該施設の防護対策を確認する。 ・バイオアッセイ（生物検知）¹等による水質管理を徹底する。 ・当該施設への来訪者、出入り業者の管理を徹底する。 ・備品、薬品等の管理を徹底する。 ・施設関係図面等の管理を徹底する。 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じてさらなる情報収集に努める。 ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認する。 ・給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確認する。 ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認する。
②ダム	【共通事項】 ・関係する指定行政機関や三重県国民保護計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意する。 ・平素から、県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局など関係機関との密接な連携のもと、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努める。 【平素からの備え】 ・＜事案発生時の連絡通報体制の確立＞ ・県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制を確認する。 ＜自主警備の強化に関する備え＞ ・操作室、機械室等への侵入防止のため、鍵の二重化、センサー等の設置を行う。 ・駐車場（出入口など）は、夜間の照明を行う。 ・水源となっているダムは、定期的に水質を検査する。 ・ゴミ箱を集約、撤去する。 ＜施設の管理に関する備え＞ ・常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付ける。 【武力攻撃事態等における留意点】 ＜自主警戒の強化、出入口の管理の徹底＞ ・県警察等との緊密な連絡のもと、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制を強化する。特に、操作室、機械室等は、重点的に巡回警備を実施する。 ・操作室、機械室等への出入管理は、出入口等を限定し、職員以外の出入は原則禁止するとともに、施設へ出入りする者を確認する。その際、身分、携行品を確認する。 ＜住民等への協力要請＞ ・ダム周辺の住民等に対する不審者、不審物に係る注意喚起、協力要請を行う。 ＜その他＞ ・武力攻撃事態が発生した際には、貯水量は必要最小限にする。

＜関係マニュアル等＞

○三重県国民保護計画

¹ 既知或いは未知の物質の生物に対する影響などを生物の反応によって検出或いは定量的に測定する試験方法

第2節 不法侵入及びテロ対策

1 想定される被害

水道及び工業用水道施設への不審者の侵入及びテロは、水道水の汚染、器物の破損、設備の無断操作、毒物の投入及び人身事故などを招く可能性があり、場合によっては給水支障や大規模な水質汚染事故に至る恐れがある。

2 対応方針と対策

不審者の侵入を防止するため、各浄水場には有人・無人の施設にかかわらず、フェンス、錠、立入禁止看板、監視カメラ、侵入警報装置を設置する。これらの設備については、常時機能するよう維持管理を適切に行う。

また、水道及び工業用水道施設に対してテロが発生する危険性が高まっている場合は、施設の警備強化やテロ発生時における通常給水の早期回復と計画的な応急給水の実施などの応急対策を迅速かつ的確に実施する。

これらについて必要な事項は、「水道及び工業用水道のテロ対策マニュアル」に定める。

＜関係マニュアル等＞

○水道及び工業用水道のテロ対策マニュアル

第3節 感染症対策

1 想定される被害

新たに人から人に伝染する能力を有したウイルスを病原体とする感染症がまん延した場合、一般に人が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、職場内での急速なまん延により、業務継続に重大な影響を与える恐れがある。

2 対応方針と対策

手洗い、うがい、マスクの着用などの一般的な感染症対策の徹底とともに、業務の継続を前提としたうえで、在宅勤務制度、時差出勤勤務制度等の活用等により、「密」となる場面を回避する。

また、浄水場運転管理業務委託等の受託者においては、感染症関連の業務継続に係るバックアップ体制を整えているものの、感染の影響拡大等によっては、対応の限界を迎えることが想定されることから、職員によるバックアップ体制を整備する。

＜関係マニュアル等＞

○三重県企業庁新型インフルエンザ等対策マニュアル

第4節 コンプライアンス違反及び事務処理ミス防止対策

1 想定される被害

「郵便物の誤送付による個人情報の漏洩」、「印刷物の校正漏れ」、「支払い誤り」、「公表資料の誤り」、「車検切れ」など、不適切な事務処理や法令違反等により、県民の信頼を損なう恐れがある。

2 対応方針と対策

「三重県内部統制マニュアル」に基づき、リスクを認識したうえでそのリスクに備え、事務の適正な執行を確保することで、コンプライアンスのさらなる推進を図る。

また、複数人によるチェックや読み合わせの実施など、決められた手順が確実に実施されるよう、チェック体制の整備やチェックツールの確認を行うとともに、事務処理が滞りなく適切

に行われるよう、業務進捗の確認や懸案事項の共有など、組織的なチェック機能の強化に取り組む。

<関係マニュアル等>

- 三重県内部統制マニュアル
- コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）

第5節 情報セキュリティ対策

1 想定される被害

各情報システムが取り扱う情報には、個人情報のみならず運営上重要な情報が多数含まれており、外部に漏洩した場合は、県民の信頼を損なう極めて重大な結果を招く恐れがある。

2 対応方針と対策

各種情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防ぎ、県民の財産、プライバシー等を守るとともに、業務を安定的に行い、県民からの信頼の維持向上を図る必要がある。

このため、職員は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティ管理体制やセキュリティ対策について定めた「三重県電子情報安全対策基準」等を遵守する。

<関係マニュアル等>

- 三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）
- 職員のためのセキュリティ5ヶ条
- 三重県電子情報安全対策基準違反が疑われる事案への対応に関する規定

第6節 全庁的な危機発生時の対応

県内における鳥インフルエンザやCSF（豚熱）等の家畜伝染病の発生、その他全庁的な対応が必要となる危機発生時には、県危機対策本部が設置され全庁的な対応となる。

そのような場合、企業庁も県危機対策本部等からの要請に応じて関連業務に職員を派遣する。なお、職員の派遣にあたっては、給水サービスに停滞が生じないように配慮する。